

朝日町元気なまち応援商品券取扱事業所募集について

1. 商品券取扱事業所の要件と登録方法

- (1) 要件 朝日町内に事業所（店舗）を有する飲食・小売・サービス事業者等。
- (2) 募集期間 令和2年7月30日～令和2年8月14日まで（必着）
※上記期限までに登録いただいた事業所は、商品券送付時に町民の方へ商品券取扱事業所としてお知らせできます。
※上記期限を過ぎても令和2年12月28日まで随時募集登録を行います。
- (3) 登録方法 「朝日町元気なまち応援商品券取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、上記期限までに朝日町役場産業建設課へ持参又は郵送で提出してください。
【FAX 不可】
- ★受付時間 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く平日8：30から17：15まで

2. 換金手続き

- (1) 受付窓口 三重銀行 朝日支店 ・ 桑名三重信用金庫 朝明支店 ・ 三重北農業協同組合 朝日支店
- (2) 換金方法 取扱事業所は、受領した商品券を「使用済商品券回収袋」に入れて封緘し、「商品券換金受付書」に必要事項を記入し、受付窓口へ持参して下さい。枚数確認は後刻とさせていただきます。 ※登録申請時に振込先口座の登録を行っていただきます。
- (3) 換金期間 令和2年10月19日（木）～令和3年3月10日（水）までとする。
※土・日・祝祭日・年末年始を除く。
- (4) 受付期間 毎月決められた期間内に受付窓口へ持参していただき、朝日町役場にて枚数確認後、朝日町役場が指定した日に、指定された登録事業者の口座に振り込みをいたします。
- (5) 手数料 換金手数料及び振込手数料は無料です。

3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 下記商品、サービスには商品券を利用することは出来ません。
- ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、国・地方公共団体への支払い、公共料金、医療費等の支払い)
 - ②換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）
 - ③たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
 - ④事業の用に供するための物品・サービス等の調達
 - ⑤土地・家屋、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入
 - ⑥家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - ⑦現金との換金、商品券の交換又は売買、金融機関への預け入れ
 - ⑧風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱事業所の責務等

- (1) 購入後の返品はできない。
- (2) 商品券を受け取った取扱事業所は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱事業所名を記入（ゴム印可）する。記入漏れの場合は受付ができませんのでご注意ください。
- (3) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らない。
- (4) 商品券は、転売、譲渡、交換、再利用及び換金はしない。
- (5) 商品券額面以下の取引の場合であっても、お釣りは渡さない。
- (6) 偽造された商品券等不正に使用されている商品券の受取を拒否すること。
- (7) 受け取った商品券の管理、保管には十分注意を行うこと。商品券の盗難・紛失、滅失または、偽造、変造、模造等に対し、朝日町は責任を負わない。
- (8) その他、本事業の目的、趣旨に反する行為は行わないこと。

5. その他

取扱事業所は、店頭・店先に朝日町役場からお渡しする取扱事業所店頭表示ポスター、ステッカーを必ず掲示し、消費者に周知すること。

【お問合せ先】朝日町役場産業建設課 TEL:059-377-5658 FAX:059-377-4543

平日 8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893 sanken@town.asahi.mie.jp

ホームページ

朝日町

検索

